

論文式試験問題集 [刑事系科目第 1 問]

【刑事系科目】

【第1問】（配点：100）

【事例1】及び【事例2】を読んで、【設問1】及び【設問2】に答えなさい。

【事例1】

1 甲（50歳）、乙（50歳）及びA（49歳）は、B社の同僚であったところ、某年12月20日午後4時頃、忘年会をするため、甲方に集まった。その際、Aは、自らが所有する自動車（以下「A車」という。）を運転して甲方のあるアパートまで行き、同アパートの来客用駐車場にA車を駐車した。

甲方の間取りは洋室と台所の1Kであったところ、甲、乙及びAは、同日午後4時20分頃から、甲方の洋室で一緒に焼酎を飲み始めた。

甲は、普段から酒癖が悪く、焼酎を3合以上飲むと他人を死亡させかねない程度の暴力を振るうことが度々あり、甲自身、そのことを認識していた。しかし、甲は、この日は体調が優れなかったため、それほど大量の酒を飲むつもりはなく、暴れるほど酩酊することはないだろうと思いながら焼酎を飲み続けた。

甲及び乙は、かねてよりB社の顧客を引き抜いて一緒に独立しようと主張していたAを腹立たしく思っていたところ、酒に酔ったAが、またもやB社からの独立の話をし始めたため、Aと口論になった。B社の社長に対して深い恩義を感じていた甲及び乙は、Aに激しい怒りを覚えながら、更に飲酒を続けた。

2 甲及び乙は、Aが執拗にB社からの独立を主張したため、長年の恩を仇で返すようなことを主張するAに殺意を覚え、場合によってはAが死んでしまっても構わないと考え、お互いに暗黙のうちに意思を通じ、共謀の上、同日午後7時頃、洋室において、それぞれ手拳でAの頭部を殴打したが、なおもB社からの独立を主張するAに対し、同日午後10時頃までの間、それぞれ焼酎を飲んで酩酊の度を強めながら、断続的に、それぞれ腹立ち紛れに手拳でAの頭部を殴打し、背部を足蹴りする暴行を加えた（以下、同日午後7時頃から同日午後10時頃までの間の甲及び乙のAに対する暴行を、「①行為」という。）。なお、甲の飲酒量は、①行為の開始時点で3合に達しており、甲自身もそのことを認識していた。Aは、①行為により、頭部及び背部打撲による皮下出血の傷害を負ったが、これらの傷害は致命傷になり得ないものであった。

3 Aは、甲及び乙の暴行から逃れようと考え、同日午後10時頃、洋室と玄関の間にある台所直結のトイレ内に逃げ込み、内側から鍵を掛けた。甲及び乙は、それぞれトイレのドアを叩きながら、Aに対し、「出て来い、裏切り者。ぶっ殺してやる。」などと怒鳴り付けたが、Aがトイレ内から出て来なかったため、一旦洋室に戻った。

怒りが収まらない甲は、乙に対し、「Aがトイレから出て来たら、Aを取り押さえてくれ。俺がボコボコに殴り付けて、二度となめた口がきけないようにしてやる。場合によっては死んでも構わねえ。」と言い、それを聞いた乙は、甲と同様、Aに対して激しい怒りを感じていたため、甲に対し、「分かった。任せておけ。あんなやつ、死んでしまっても構わない。」と言

ってこれに応じた。

その後、甲及び乙は、更に焼酎を飲みながら、Aがトイレから出て来るのを待っていたが、しばらく経ってもAが出て来なかったため、同日午後10時30分頃から、いずれも洋室で居眠りを始めた。

- 4 Aは、怒鳴り声が止み、室内が静かになったことから、隙を見て甲方から逃げ出そうと考え、同日午後11時頃、トイレから出て玄関に向かおうとしたが、その途中の台所で足がもつれ、うつ伏せに倒れた。

甲は、その物音で目を覚ますと、Aを捕えようと思い、立ち上がって台所に向かったが、台所に立ち入ろうとした際、洋室と台所の間にある敷居につまずき、台所に設置された冷蔵庫の扉に頭を強打した。甲は、頭を強打したことで一層激怒・興奮して、同日午後11時頃から同日午後11時10分頃までの間、台所において、Aに対し、確定的な殺意をもって、Aの頭部や背部を思い切り足で踏み付け、台所にあった重さ約1キログラムの鉄製フライパンでAの頭部を10数回にわたり激しく殴打する暴行を加えた（以下、同日午後11時頃から同日午後11時10分頃までの間の甲のAに対する暴行を、「②行為」という。）。甲がAに対して②行為に及ぼうとした際、乙も物音で目を覚まし、立ち上がって台所に行くと、事前の打合せどおり、その場に倒れているAの両足を両手で押さえ付け、甲が②行為に及んでいる間、Aが逃げられないようにしていた。甲は、②行為に及んでいる最中に、事前の打合せどおり、乙がAの両足を両手で押さえ付けていることに気付き、そのまま②行為を続けた。Aは、②行為により、頭部及び背部打撲による皮下出血並びに肋骨骨折による胸腔内出血の傷害を負ったほか、脳挫傷の傷害を負い、意識を失ったものの、この時点ではまだ生きていた。また、Aが②行為により負った脳挫傷は、そのまま放置すれば死に至る程度のものであった。

なお、甲は、①行為に及んでいる時期には完全責任能力を有していたが、その後、②行為を開始した時点で飲酒の影響により心神耗弱状態に至った。他方、乙は、終始、完全責任能力を有していた。

- 5 乙は、Aが意識を失って動かなくなった様子を見て、Aが死んだものと思い、A車ごとAの死体を燃やして証拠を隠滅しようと考え、甲に対し、「A、死んじまったな。A車でAの死体を港まで運んで、そこでAが焼身自殺したことに見せかけて、A車ごとAの死体を燃やしてしまおう。」と持ち掛けたところ、甲は「分かった。そうしよう。」と言ってこれに応じた。その時点においても、甲は心神耗弱状態であったが、乙は完全責任能力を有していた。

その後、甲及び乙は、Aを港に運ぶまでの間にその様子を誰かに見られないようにするため、Aを甲所有のスーツケース内に押し込んだ上、同スーツケースごと甲方から運び出し、A車の後部座席に積み込んだ。また、乙は、A車ごとAを燃やす際に使用するため、甲方にあった灯油の入ったポリタンクを持ち出し、A車のトランクに積み込んだ。

乙は、甲がかなり酔っている様子だったため、自分がA車を運転することとし、甲をA車の助手席にさせ、同日午後11時20分頃、A車を運転し、甲方から約50キロメートル離れた港まで向かった（以下、Aを前記スーツケース内に押し込み、それをA車に積み込んだ上、A車を運転して走行した行為を「③行為」という。）。前記港までの道中、甲は、酩酊のためA車内で寝ていた。

Aは、前記スーツケースごとA車に積み込まれた時点では生きていたが、同スーツケースの密閉性が高かったため、前記港に向かう途中の同日午後11時30分頃、同スーツケース内で窒息死した。③行為の際、甲及び乙は、いずれもAが活着ていることに気が付くことはなかった。

【設問1】 【事例1】における甲及び乙の罪責について論じなさい（刑法第104条の罪、同法第190条の罪及び特別法違反の点は除く。）。なお、論述に際しては、以下の点についても言及すること。

- ・ ①行為と②行為の関係をどのように把握するか
- ・ 「行為と責任の同時存在の原則」の意義とその根拠

【事例2】（【事例1】の事実に続いて、以下の事実があったものとする。）

6 乙は、同月21日午前1時頃、前記港の人がいない駐車場に到着したため、A車を駐車した上、寝ている甲を起こし、A車運転席から降りた。甲は、乙に起こされた後、A車助手席から降りたが、その時点では酔いが覚めていたため、完全責任能力を有する状態になっていた。

甲及び乙は、A車の後部座席に回り、前記スーツケースの中からAの死体を出した上、A車の後部座席にAの死体を横たえた。

7 乙は、A車のトランク内から前記ポリタンクを取り出し、同ポリタンク内の灯油約2リットルをA車の運転席及び助手席に撒いた。その後、甲は、持っていたハンカチにライターで点火し、火の点いた同ハンカチを、灯油が撒かれたA車運転席に向けて放り投げて放火した。

前記ハンカチの火は、A車運転席シートに燃え移った後、更に助手席シートや後部座席シートにも燃え移り、A車の運転席や助手席、後部座席、Aの死体を焼損するとともに、火災は車外にも及び、A車の屋根上から高さ約2メートル、幅約50センチメートルに達した（以下「本件火災」という。）。

8 燃えているA車の近くには、A車から西側へ約3メートルの位置にC所有の無人の自動車（以下「C車」という。）が駐車されていたほか、A車から東側へ約2メートルの位置にはゴミ集積場が設けられており、その当時、同ゴミ集積場には可燃性のゴミ約300キログラムが、高さ約1メートル、幅約4メートル、奥行約2メートルにわたって置かれていた。

A車から最寄りの建造物までは、約25メートルの距離があり、また、A車及びC車以外には、前記港の駐車場に車両は駐車されていなかったが、同駐車場は同港の漁業関係者が深夜帯でも出入りする可能性があった。

本件火災により、A車は全焼し、さらに、C車と前記ゴミ集積場に延焼の危険が及んだが、周囲の建造物に延焼する危険は生じなかった。

なお、甲が前記放火行為に及んだ当時、甲は、場合によっては本件火災による火がC車や前記ゴミ集積場にあるゴミに燃え移るかもしれないと思っていたが、乙は、その火がそれらに燃え移るとは思っていなかった。また、甲及び乙には、いずれも前記港の駐車場に漁業関係者が出入りする可能性があることの認識はなかった。

【設問 2】 【事例 2】における甲及び乙の罪責について論じなさい（刑法第 104 条の罪、同法第 190 条の罪及び特別法違反の点は除く。）。

論文式試験問題集〔刑事系科目第2問〕

【刑事系科目】

【第2問】（配点：100）

次の【事例】を読んで、後記【設問1】及び【設問2】に答えなさい。

【事 例】

- 1 H県警察 I 警察署司法警察員 P らは、H 県 I 市内において、覚醒剤の密売が行われているとの情報に接し、捜査を進めていた。P は、令和 8 年 2 月 3 日、覚醒剤取締法違反（所持）で逮捕した X から、「私が持っていたこの覚醒剤は、令和 8 年 1 月 20 日夕方、I 市内の路上で、甲から 0.3 グラムを 3 万円で購入したものの残りだ。」との供述を得た。P は、必要な捜査を行い、同年 2 月 18 日、同供述に係る覚醒剤密売（以下「本件譲渡し」という。）について、覚醒剤取締法違反（譲渡し）の事実で甲に対する逮捕状の発付を受けた。P が甲の前科を照会したところ、甲には、覚醒剤取締法違反（所持）の前科 1 犯（令和 6 年 10 月 1 日確定、懲役 1 年 6 月、3 年間全部執行猶予）があった。
- 2 P らは、令和 8 年 2 月 20 日午前 7 時頃、I 市内の甲方に赴き、甲を前記逮捕状に基づき逮捕した。その際、P は、甲の左肘内側に真新しい注射痕様のものがあったこと、頬がこけ、目を見開き、手足が小刻みに震えているなど、甲に覚醒剤常用者特有の様子が見られたことなどから、甲が覚醒剤を使用しているとの嫌疑を抱いた。

P は、同日午前 7 時 30 分頃、甲を I 警察署へ引致し、甲から、本件譲渡しについての弁解を録取したところ、甲は、「やっていない。何も知らない。覚醒剤とは縁を切っている。」と供述した。P は、同日午前 8 時頃、甲に対し、尿の任意提出を求めたところ、甲は、「今は出ない。待ってくれ。」と答えた。P は、その後も、同日午後 0 時頃までに、5 回にわたり、甲に尿の任意提出を求めたが、甲は、「まだ出ない。」などと答え、尿の任意提出に応じなかった。また、この間、P は、甲に水を飲むよう勧めたが、甲はこれに応じず、提供された昼食を食べた際も水を飲まなかった。

P は、同日午後 2 時頃、甲に対し、再度尿の任意提出を求めたところ、甲は、「しつこいな。出ないんだから仕方がないだろう。」と答えた。また、P は、この時も、甲に水を飲むよう勧めたが、甲はこれに応じなかった。そこで、P は、令状を取得し、強制力を用いて甲から尿を採取すること（以下「強制採尿」という。）もやむを得ないと考え、その準備を進め、同日午後 4 時頃、①強制採尿を実施するための令状の発付を受けた。

P は、同日午後 4 時 30 分頃、I 警察署において、甲に対し、前記令状を示し、採尿のために I 病院への同行を求めたところ、甲は、「分かった。」と言ってこれに応じ、警察車両に乗って I 病院まで移動した。P は、同日午後 5 時以降、I 病院において、約 30 分間にわたり、繰り返し、甲に対し、「令状は出ているが、自分で尿を出す気はないか。」などと言って尿を自ら提出するよう求めたが、甲は、「出したくても出ない。」などと答えた。同日午後 5 時 30 分頃、P が「では強制採尿するしかないな。」と言うと、甲は、「出ないと言っているだけで、出さないとは一度も言っていない。待ってくれよ。ひどいじゃないか。」と答えたが、尿を自ら提出することはなかった。

そこで、P は、前記令状に基づき、甲に対する強制採尿を実施しようと考え、同病院の Y

医師に採尿を開始するよう言った。Y医師は、10年間の泌尿器科勤務経験を有する泌尿器科専門医であり、令和2年以降、I警察署からの依頼により、毎年5件程度の強制採尿の実施経験を有していた。甲はY医師の指示に従ってベッドに横たわり、抵抗することはなかったが、Pら警察官8名は、Y医師から、甲が痛みで暴れ、甲の尿道が傷つくこともあり得るため、甲の手足を押さえるよう言われ、甲の両手両足を押さえた。そして、②Pは、前記令状に基づき、Y医師により甲の尿道にカテーテル（導尿管）を挿入させ、膀胱からカテーテルを経由して甲の尿を体外に排出させるなど、合理的かつ安全な方法で甲の尿を採取し、これを押収した。

- 3 甲は、令和8年2月21日、本件譲渡しの事実でH地方検察庁検察官に送致され、同日、勾留された。甲は、勾留延長後の同年3月4日、「令和8年1月20日に、I市内の路上で、覚醒剤0.3グラムをXに3万円で譲り渡した。」と述べ、本件譲渡しの事実を認めるとともに、同事実は、知人の乙と一緒にに行ったことである旨供述した。しかし、乙との共謀の事実については、甲供述のほかに証拠が発見されなかったことから、甲は、同年3月12日、処分保留で一旦釈放された。他方、前記のとおり採取した甲の尿から覚醒剤の成分が検出されていたため、甲は、同日、覚醒剤取締法違反（使用）（以下「本件使用」という。）の事実で逮捕された。甲は、同月13日、本件使用の事実でH地方検察庁検察官に送致され、同日、勾留された。
- 4 Pらは、甲に対する捜査と並行して、甲の供述を踏まえ、本件譲渡しへの乙の関与についても捜査を進めた。甲は、取調べにおいて、「令和7年11月頃から乙と一緒に覚醒剤の密売をしていた。私は、客から注文を受けて客に覚醒剤を渡す役割、乙は、客に売る覚醒剤と客にサービスで渡す注射器を用意する役割だった。私は、客から覚醒剤の注文が入ると乙に伝え、客に渡す日の昼頃に乙とI市内のJ公園で会い、乙から覚醒剤等を受け取り、その後、客と会って覚醒剤等を渡していた。代金は私がその場で客から受け取り、後日乙と分けていた。常連と常連から直接紹介された人だけを客にすると決めていたので、乙が顧客リストのデータを自宅のノートパソコンで作成し、記録媒体のマイクロSDカードに保存しているはずである。令和8年1月20日にXに覚醒剤を売った際も、昼頃にJ公園で乙と会って覚醒剤と注射器を受け取り、夕方に私がXと会って覚醒剤と注射器を譲り渡した。」と供述した。
- 5 その後、Pらは、甲と共謀して本件譲渡しに及んだとの覚醒剤取締法違反（譲渡し）の事実で、捜索すべき場所を乙が一人暮らしをしている自宅アパート居室、差し押さえるべき物を覚醒剤、注射器、スマートフォン、ノートパソコン及びマイクロSDカード等とする捜索差押許可状の発付を受け、同年3月7日午前7時頃、乙の自宅に赴いた。Pがその場にいた乙に対して同許可状を呈示し、捜索を開始すると、乙は、Pらの面前で、居室内に置かれたノートパソコンの側面に右手で触れて何かを指でつまむような動作をした後、その右手を口元に持って行き、口を開けて何かを飲み込むような動作をした。Pは、乙に何を飲み込んだのか尋ねたが、乙は何も答えなかった。

Pらは、引き続き、前記許可状に基づく乙の自宅の捜索を実施し、居室内にあった前記ノートパソコン1台及びスマートフォン1台を差し押さえた。また、Pらは、居室内に置かれていた乙の財布の中から、白色粉末が入ったビニール袋1袋を発見し、乙の承諾を得て同白

色粉末が覚醒剤であるか否かを試薬を用いて調べたところ、覚醒剤の陽性反応が出たため、同日午前８時頃、乙を覚醒剤取締法違反（所持）（以下「本件所持」という。）の現行犯人として逮捕した。

Pは、乙をI警察署に引致後、乙に弁解の機会を与えたところ、乙は「黙秘します。」と述べ、一切質問には答えなかった。乙は、同月８日、本件所持の事実でH地方検察庁検察官に送致されたが、検察官に対しても黙秘し、同日に勾留されて以降も、黙秘を続けた。

Pらは、前記ノートパソコンに保存されていたデータを確認したが、顧客リスト等の覚醒剤密売に関するデータは何ら発見されなかった。Pは、甲の前記供述、捜索時の乙の行動及び乙の居室からマイクロSDカードが発見されなかったことを踏まえると、顧客リストのデータが保存されているマイクロSDカードを乙が飲み込んだ可能性が高く、これを押収したいと考えた。そこで、Pは、まずマイクロSDカードが乙の体内にあるか否か及び同マイクロSDカードが自然に排出されるか否かを確認する必要があると考え、I病院の消化器病専門医であるT医師に相談したところ、これらを確認するためには、体内をX線を用いて断層撮影するCT検査により、その位置を確認する必要があるとの意見を得た。Pは、T医師の意見を踏まえ、CT検査を実施することとし、同月１０日、③CT検査を実施するための令状の発付を受けた。Pは、同令状に基づき、I病院において、T医師により、乙に対するCT検査を実施させたところ、乙の大腸内にマイクロSDカード様の異物が認められたため、その状況を撮影した。T医師は、CT検査により撮影した画像を確認し、同異物は遅くとも数日内には体外に自然排出されるとの意見を述べた。

その後の同月１１日、乙の体内からマイクロSDカードが排出されたため、Pがこれを押収した。

- 6 Pは、同月１２日、前記マイクロSDカードの解析を行ったところ、同マイクロSDカード内には、「顧客リスト2026」と題するファイルが存在した。しかし、同ファイルを開くためにはパスワードの入力が必要であり、Pが乙にパスワードを尋ねても乙は何も答えず、データの解析を試みるも、その内容を確認することはできなかった。

また、Pらは、差し押さえたスマートフォンの解析等を進めたところ、同スマートフォンは、契約名義が乙であることや通信状況等から乙が日常的に使用しているものと認められた。そして、同月１３日、同スマートフォン内の動画データを見分したところ、３点の動画データが存在した。これらの動画データは、いずれも、乙方居室内において、同一と認められる人物が乙の誕生日である１月２２日に乙を祝っている場面のもので、撮影日は、それぞれ、令和６年１月２２日、令和７年１月２２日、令和８年１月２２日であった。このうち、令和８年１月２２日に撮影された動画データの内容は、【資料１】のとおりであった。Pは、これらの動画データを捜査用パソコンを用いて複製した上で、同複製動画データを記録媒体であるDVD（以下「本件DVD」という。）に保存した。

さらに、Pは、前記スマートフォン内の動画データのうち、令和８年１月２２日に撮影されたものに、注射器が映り込んでいる場面があったことから、その場面を捜査用パソコンを用いて静止画として保存し、同静止画を出力した写真を添付した捜査報告書【資料２】を作成した。同報告書の内容は、Pが、個別に包装された未開封の注射器１２本が乙方内の床上

に置かれている状況が写った写真を添付し、同写真の下に「この写真の注射器は、覚醒剤の密売人が客に交付することが多い未使用の注射器である。」との説明文を記載したものであった。

Pらは、前記スマートフォン内の動画データの撮影者についての捜査を進めたところ、撮影者は、Wという女性で、Wは、令和5年7月頃にI市内の飲食店に勤務していた際に客として訪れた乙と知り合い、同月頃から乙と交際していた人物と特定したが、Wは、令和8年2月に交通事故により死亡していた。Pは、甲に対し、Wについて知っていることを尋ねたところ、甲は、「乙に交際相手がいることは知っているが、それ以上のことは何も知らない。」と供述し、甲とWは知人関係にはないと認められた。

検察官は、同年3月17日、乙について、本件所持の事実で公判請求した。

Pは、同日、一連の捜査を踏まえ、甲と共謀して本件譲渡しに及んだという覚醒剤取締法違反（譲渡し）の事実で乙を逮捕した。乙は、その後、H地方検察庁検察官に送致され、同事実で勾留された。乙は、本件譲渡しについても一貫して黙秘した。

- 7 検察官は、その後、甲について、本件使用の事実で公判請求し、さらに、乙との共謀による本件譲渡しの事実で追起訴した。

また、検察官は、乙について、甲との共謀による本件譲渡しの事実で追起訴した。

甲及び乙の審理は、併合されず、別々に行われることとなった。

- 8 乙は、第1回公判期日における罪状認否において、「覚醒剤を持っていたことは間違いなし。譲渡しの事実については黙秘する。」旨述べた。乙の弁護人は、本件所持の事実については争わないとした一方で、本件譲渡しの事実については争う旨述べた。

検察官は、同公判期日において、各公訴事実を立証するため、本件DVD及び捜査報告書【資料2】等を証拠として請求した。検察官は、本件DVDの立証趣旨を「乙が令和8年1月20日昼頃にJ公園で甲と会ったこと」、捜査報告書【資料2】の立証趣旨を「覚醒剤の密売人が客に交付することの多い未使用の注射器12本を乙が所持していたこと」としていた。

乙の弁護人は、本件DVD及び捜査報告書【資料2】のいずれについても不同意との証拠意見を述べた。

〔設問1〕

1. 下線部①の強制採尿を実施するための令状の種類について論じなさい。その上で、下線部①の令状の発付の要件が満たされていたか否か及び下線部②の行為が適法であったか否かについて、具体的事実を摘示しつつ論じなさい。
2. 下線部③のCT検査を実施するための令状の種類について論じなさい。

〔設問2〕

1. 本件DVD内の動画データのうち、【資料1】の下線部④の発言が記録されている部分の証拠能力について、具体的事実を摘示しつつ論じなさい。ただし、同動画データの内容が乙方において差し押さえたスマートフォン内の動画データの内容と同一であることは証拠上認定できるものとする。

2. 捜査報告書【資料2】の証拠能力について、具体的事実を摘示しつつ論じなさい。

（参照条文） 覚醒剤取締法

第19条 次に掲げる場合のほかは、何人も、覚醒剤を使用してはならない。

（以下略）

第41条の2 覚醒剤を、みだりに、所持し、譲り渡し、又は譲り受けた者（略）は、10年以下の拘禁刑に処する。

（以下略）

第41条の3 次の各号のいずれかに該当する者は、10年以下の拘禁刑に処する。

一 第19条（使用の禁止）の規定に違反した者

（以下略）

【資料 1】

[本件DVD内の動画データのうち、令和8年1月22日に撮影されたものの内容]
(なお、以下の表は、本件DVD内に保存されている動画データの内容を本設問用に記載したものであり、以下の表がデータとして保存されているものではない。)

日時 (令和8年1月22日)	音声	映像
午後7時15分30秒から午後7時15分45秒まで	W「乙、誕生日おめでとう。恒例のお祝い動画を撮ってます。」 乙「ありがとう。恥ずかしいから短めにな。」 W「誰に見せるものでもないからいいでしょう。」	乙方居室内で、乙がテーブルの前に座り、テーブルの上にはケーキが置かれている。同ケーキには「誕生日おめでとう」と記載されたプレートが載せられている。
午後7時15分45秒から午後7時16分15秒まで	W「一昨日の20日、ランチを一緒にしようと思ったけど、連絡できなかったの、残念だったな。」 乙「まだ根に持ってるのか。」 W「仕方がないのは分かってる。④私が昨日あなたになぜ20日に連絡できなかったか聞いたとき、あなたは『20日の昼頃は大事な仕事があった、』公園に行って甲と会った。』って言ってたものね。甲さんはあなたと一緒にいるところを一度見かけたくらいで話したこともないけど、感じのいい人ではないと思う。」	同上
午後7時16分15秒から午後7時16分40秒まで	乙「うまいな、これ。」 W「ケーキも毎年同じだけだね。」	乙がテーブル上のケーキを食べている。
午後7時16分40秒から午後7時16分50秒まで（同時刻で撮影終了）	乙「まだ撮ってるのか、もうやめろよ。」 W「分かった。撮影終わります。」	乙方居室の床が約1秒映り、個別に包装された未開封の注射器12本が床上に置かれている。

【資料 2】

捜 査 報 告 書

令和 8 年 3 月 1 3 日

H 県警察 I 警察署
司法警察員 警視

Q 殿

H 県警察 I 警察署
司法警察員 警部補

P ㊞

覚醒剤取締法違反

被疑者 乙
(本籍、住居、職業、生年月日省略)

被疑者乙に対する頭書被疑事件につき、本日、当職が令和 8 年 3 月 7 日に乙方において差し押さえたスマートフォンを見分したところ、同スマートフォン本体のデータ保存領域内に存在する動画データのうち、令和 8 年 1 月 2 2 日に撮影されたものの中に、本件に関連すると思料する場面が存在したことから、同場面を捜査用パソコンを用いて静止画として保存し、同静止画を出力した写真 1 枚を添付して報告する。

個別に包装された未開封の注射器 1 2 本が乙方内の床上に置かれて
いる状況の写真

この写真の注射器は、覚醒剤の密売人が客に交付することが多い未使用の注射器である。